

岩手県告示第827号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第54条第3項において準用する第52条第3項の規定により、長津 廣洋に対し、第三十八広洋丸（漁船登録番号AM2-5574）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成20年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成20年12月18日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 久慈市八日町一丁目1番地 久慈地区合同庁舎4階 第1会議室